

機動捜査隊に関する訓令の運用について(例規)

〔 最終改正 平成16.5.17 例規務第22号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて 〕

(概要)

機動捜査隊の任務、編成、車両の管理、勤務要領、教養訓練、隊員の心得及び広域機動捜査班の任務、運用等を定めたものです。